

萩の乱における徳山勢の参加

会員 田村貞雄

はしがき

一八七六年（明治九）十月末に起された前原一誠らの萩の乱に際し、一誠は「徳山有志中ニ与フル書」を発し、これに依えて徳山勢の参加があつたことは、萩の乱関係文献の記すところである（註①）。内務省の「山口県史料」にも刑罰・騷擾の条に記されている（註②）。

しかし『徳山市史』中（一九六六年）も『下松市史』通史編（一九八九年）もまったく触れていないのはどういふわけであろうか。地元史料の紹介としては、「明治九年萩前原兵乱ニ関連シ山田村今田騷動略記」（下松市今田家所蔵）を紹介した宝城興仁氏の「明治九年の山田村事件について」（『下松地方史研究』十二号 一九六九年十

二月 五四〜五七ページ）がある。これは山田村（現下松市山田）の今田浪江らの花岡占拠の史料であるが、これも活用されていない（註③）。

わたくしは「萩の乱口供書一覧表について」（『山口県史研究』十一号 二〇〇三年三月 七一―九一ページ）において、国立公文書館所蔵の司法省書類に含まれている萩臨時裁判所における「口供書」の概要を紹介したが、本稿はそのなかから徳山勢の口供書を抜き出して紹介するものである。

一、徳山勢蜂起の概略

「山口県史料（註④）」によれば、十月二十八日都濃郡

山田村で六十余名が蜂起し、郷倉を封じ、寺院の建物(寺寮)に放火し、花岡警察出張所(現下松市末武上)を占拠して屯所とした。ついで三十日早朝、三十余名が櫛ヶ浜(現周南市)より二艘の船で出港、富海港(現防府市)に上陸するが、三十一日朝戸長宅で情報収集中、巡査の到着を察知し、同港を出港、遠石(現周南市)に向かったが、十一月一日上陸と共に検挙された。また同じ三十一日より警察当局は徳山村で残留者の検挙を開始している。

二、徳山勢の面々

「山口県史料」には、萩臨時裁判所で裁かれた三七三名の氏名と判決本文が掲載されている。それに附属していた口供書を示したのが、前掲拙稿(二〇〇三年)である。

口供書は、「司法省附録 萩熊本秋月等賊徒口供書」全八巻(公文録番号二A一九一公一八〇四一八一一、マイクロフィルム 公二二三および公二二四)のうちの

一部である。全八巻のうち一、二、六の三巻が萩の乱関係である(第1表)。

前掲拙稿(二〇〇三年)の第4表「萩の乱口供書一覧」から徳山勢関係者二二名を抜き出したのが第2表である。萩の乱口供書には表題の数字と違い大量の欠落がある可能性があり、三七二名分しか残っていないが、そのうち徳山勢は五・六パーセント弱に過ぎない。しかし花岡蜂起参加者だけで六十余名(「山口県史料」)ない四十余名(吉野克凱口供書)とされており、また口供書の記述には、二二名以外以外の氏名もある。

徳山勢二二名は、都濃郡二〇名、熊毛郡一名で、都濃郡居住者のうち一五名が士族である。全員旧徳山藩士であろう。ただしそのうち四名は賞典士族で、幕末の諸隊参加で、士籍を与えられた者と思われる。

徳山村居住者は六名で、全員が士族である。山田村(現下松市)居住者は一名で八名が士族、三名が平民である。旧藩士のうち賞典士族が四名おり、賞典士族全員が山田村居住者である。このほか河内村居住者三名(士族

一名、平民二名）がいる。

なお二一名以外に、下松村居住平民農三奈木久七（2 K30）と徳山村居住土族山県喜助（4 Y238）の二名の都濃郡出身者がいるが、両名とも萩で反乱に加わった者であるので、徳山勢からは除いた。

三、事前謀議

徳山村土族飯田端の口供書は次のように述べている。

「自分儀明治八年三四月ト覚フ、初メテ前原一誠ヲ訪ヒ、爾後明治九年二月坂田明敬同道、一誠方ヘ到リ、方今ノ形勢ヲ慷慨スルニ同氏ヨリ奸吏位ニ在リ、天子ノ聡明ヲ庄閉シ奉リ、恣ニ私意ヲ政治上ニ旋シ、下方民ヲ塗炭ニ苦メ、外夷ノ猖獗ハ日々ニ増長シ、殆ント彼ノ術中ニ陥ラントス、実ニ神州危急ノ場合ナリト有志建言スト雖モ、一モ採用セラレス、此上ハ機会ヲ得、兵力ヲ以テ政体ヲ挽回スルニ如カストノ議ニ付、自分共ニ於テモ天下挽回ノ時ニ当テハ不

第1表 土族反乱口供書一覧

書類名	内題	略号
「明治九年 司法省之部 附録一」	萩賊徒前原一誠以下三百九名口供 二冊之内	1 M
同上	徒斬罪至除族萩賊徒河野義一以下三十八名口供	2 K
同上	放免ノ部 萩賊徒益成吉太郎以下六十四名口供	3 M
「明治九年 司法省之部 附録二」	萩賊徒山県保輔以下二百三十九名口供 二冊之内	4 Y
「明治九年 司法省之部 附録三」	熊本賊徒高津運記以下七十九名口供 全	
「明治九年 司法省之部 附録四」	秋月賊徒益田静方以下三百八十四名口供 全	
「明治九年 司法省之部 附録五」	熊本県土族林田鐵男外貳拾五名口供類	
「明治九年 司法省之部 附録六」	宣告 萩臨時裁判所	
「明治九年 司法省之部 附録七」	熊本賊徒宣告書	
「明治九年 司法省之部 附録八」	福岡県秋月兎徒宣告書 福岡県出張臨時裁判所 第三号	

出典：「司法省附録 萩秋月熊本賊徒口供書」全8巻（国立公文書所蔵「公文録」）

第2表 萩の乱における徳山勢関係社名簿

通番	分類	番号	徳山	氏名	族籍	年齢	地域	住所	除族	判決	判決事由	罪状	自首捕縛	捕縛日
8	1M	8	徳1	今田浪江	徳山藩士	24	都濃郡	山田村	除族	懲役終身	斬罪減等	与逆意・聚衆・兵器・不抵抗・叛情	自首捕縛	10月30日
15	1M	15	徳2	吉野亮胤	平民農	38	都濃郡	山田村		懲役10年		与逆意・放火(今田浪江)	捕縛	10月31日
18	1M	18	徳3	坂田明敏	徳山藩士	45	都濃郡	徳山村	除族	懲役7年		与逆意・謀議(応援)	捕縛	10月30日
19	1M	19	徳4	小野寅太郎	徳山藩士	33	都濃郡	徳山村	除族	懲役7年		与逆意・謀議(応援)	捕縛	10月30日
20	1M	20	徳5	坂田 端	徳山藩士	45	都濃郡	徳山村	除族	懲役7年		与逆意・謀議(応援)	捕縛	10月30日
25	1M	25	徳6	瀬来孔公	徳山藩士(實典)	28	都濃郡	山田村	除族	懲役2年半		放火手伝(吉野亮胤)	自首	10月30日
26	1M	26	徳7	山阿三郎	平民農	26	都濃郡	河内村		懲役1年		放火手伝(吉野亮胤)	自首	10月30日
27	1M	27	徳8	近藤金平	平民農	31	都濃郡	山田村		懲役1年		懲情4等減	自首	10月30日
28	1M	28	徳9	庄原 簡	徳山藩士	33	都濃郡	徳山村	除族	懲役1年		懲情4等減	自首	10月29日
29	1M	29	徳10	塩川静馬	徳山藩士	33	都濃郡	徳山村	除族	懲役1年		懲情4等減	自首	10月29日
31	1M	31	徳11	海田俊人	平民農	18	熊毛郡	光井村		懲役100日		与賊徒・警察出張所借受	捕縛	10月29日
32	1M	32	徳12	吉岡精一	徳山藩士	40	都濃郡	徳山村	除族		徒誣・重情	与賊徒・警察出張所借受	捕縛	11月1日
71	2K	37	徳13	今田敏河	徳山藩士	52	都濃郡	山田村	除族		徒誣・重情	与逆意・庇護・兵器	捕縛	10月29日
147	4Y	11	徳14	松村豊太郎	平民	34	都濃郡	山田村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	捕縛	10月28日
148	4Y	12	徳15	為國連左衛門	徳山藩士(實典)	45	都濃郡	山田村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	捕縛	10月28日
149	4Y	13	徳16	坂村信接	徳山藩士(實典)	32	都濃郡	山田村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	自首	10月28日
150	4Y	14	徳17	三吉國吉	徳山藩士(實典)	26	都濃郡	山田村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	自首	10月28日
151	4Y	15	徳18	吉井常之進	徳山藩士	14	都濃郡	山田村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	自首	10月28日
152	4Y	16	徳19	金沢敏庵	徳山藩士	39	都濃郡	山田村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	自首	10月28日
153	4Y	17	徳20	原田三助	平民農	18	都濃郡	河内村		放免		附和・畏懼随行・雑役等	自首	10月28日
375	4Y	239	徳21	藤井藩士	徳山藩士	39	都濃郡	河内村		放免	山口裁判所	抵抗	捕縛	11月10日

出典：および素記については、拙稿「萩の供書一覽表について」【山口県史研究】11号 2003年3月）を参照されたい。

及ナカラ尽力致シ度ト依頼機會相持チ云々」

前原一誠日記（註⑤）の明治八年三、四月のくだりに
は、飯田の名はないが、同年十二月十日条に「徳山人飯
田端来」（『前原一誠伝』九八六ページ）とあり、また明
治九年三月一日条にも「飯田端来」（『前原一誠伝』九九
四ページ）とある。この時、坂田明敬と同道したのであ
ろう。

坂田明敬は、かねて前原一誠の人となりを聞き、其風
を慕っていたが、明治九年二月飯田端と同道して一誠方
へ到り、「兵力ヲ以テ政体ヲ挽回スルニ如カスト」という
話を聞き、自分たちも「天下挽回ノ時ニ当テハ不及ナカ
ラ尽力致シ度ト依頼」し、機會を待っていたと述べてい
る。

また明治九年七月二十五日条には「徳山人小野楨太郎
来る、彼の一事を談す」とあり、小野楨太郎の来訪が記
されている。

一方、明治九年一月二十八日条には、「徳山人今田澇江
来。春日潜庵門生也」とあり、これは今田浪江の来訪記

事である。春日潜庵は陽明学者で、公家の久我家の太夫
であるかたわら塾を開き、尊王攘夷論を鼓吹した。つづ
いて「澇江云、客冬青森人士百名計餓死す」（『前原一誠
伝』九九二ページ）とあるのは、青森県斗志に移された
元会津藩士のことを指す。

この時期から前原と徳山勢の間に密約が進行しはじめ
ていたのであろう。しかし徳山村の飯田端、坂田明敏、
小野楨太郎と山田村の今田浪江との間に、蜂起について
の打合わせが不十分だったようだ。

坂田は、十月二十三日の頃、一誠の弟佐世一清より自
分と飯田端、小野楨太郎の三名に至急面談の書翰が来た
ので、楨太郎が出発し、佐世一清へ面会の上、九州の動
向を聞き、二十七日帰宅し、蜂起の準備を進めたと述べ
ている。

四、蜂起と分裂

乱後首謀者の一人として斬罪に処せられた小倉信一口
供書には、十月二十六日熊本から帰って神風連の蜂起成

功を前原一誠に伝えたところ、前原からは徳山勢への連絡を指示され、書翰（檄文）を託されたという。

前原一誠日記には「廿八日一誠書ヲ裁シテ県令ニ贈リ事ヲ拳グルコトヲ告ゲ、又山口ノ兵營徳山ノ有志者ニモ書ヲ発ス」とある。次は小倉が携行した前原の徳山有志への檄文である。

「徳山有志中ニ与フル書

昔者我忠正公悼朝廷之失職、憤徳川之違命、坐薪嘗胆、枕戈以待旦。而士大夫亦感其誠心、啜血相誓断死不顧。遂能安海内於一、以致諸聖天子。当此時木戸孝允等出入帷幄、寵任無比。而先君業掠為已功、敢逞其胸臆、拳祖宗之土地、以猷焉。其所為以法律為詩書、以収斂為仁義。講文明、欺公卿、藉夷狄脅朝廷。要之夷狄橫行、海内疲弊、神州安危朝不謀夕。則不唯先君之乱人、抑亦朝廷之賊臣也。廼者東肥人断諸於義。一戰鑿鎮兵、余威及所九州風靡。実曠世之一事也。諸君衣先君之衣、食朝廷之食、亦有年矣。乱賊之人、從而不誅、豈能忘於懷哉。始事雖讓于他県人、而収功猶有望

於諸君矣

十月二十八日

前原一誠

徳山有志諸君」

日付は十月二十八日になっているが、すでに二十六日に起草され、小倉信一に託されていたのである。小倉は休む間もなく徳山に急行した。経路は記されていないが、おそらく徳地經由の山道を取ったと思われる。

「一、（前略）明後廿八日山口ニ進撃致スニ付、兼テ密謀セシ徳山住士族飯田端・坂田明敬・小野牧太郎等ノ許ニ至リ右ノ赴報知シ、徳山ノ人数何程有之哉聞亂シ帰ルベシ、尤先方ノ都合次第彼ノ地ニ滞フルベシトノコトニテ、一封ノ書翰ヲ托サレ直チニ徳山表へ急行ニテ赴ケリ

一、廿七日徳山着、端・牧太郎・明敬ニ面会、添書相渡シ、此夜飯田宅ニ滞在、答書相待ツ処、追々士族集会何カ談合ノ様子ナレトモ自分ハ其席ニ連ナラス、如何ノ次第カ更ニ存セサルナリ

一、廿八日夜何人カ一人飯田宅ニ参リ、今田某ナルモ

ノ人民ヲ鼓動シ花岡警察出張所ニ相迫リ已ニ放火モ可致勢ニ付、鎮撫難致旨注進ノ模様ニ相見エ、追テ端ヨリ右云々ノ事情ヲ承リ、答書ノ催促ニ及候処、斯ク狼狽中ニテ迎テモ其運ヒニ難參旨申聞ケルニ付、然ル上ハ此次第ヲ一誠ニ相通シ候ハ、又同人ノ考モ同有之ニ付、一旦萩表ニ罷歸ト相談、亦同夜徳山発足、昼夜兼行徳地通りヲ以テ、同三十日萩表ニ帰着候事」

小倉信一は二十七日（今田浪江口供書では二十八日午前二時）徳山で飯田端・坂田明敬・小野牧太郎（禎太郎の誤り）に会い、山口進撃計畫を伝えたところ、徳山勢は緊急集会を催した（註⑥）。これには山田村の今田浪江も参加している。

ところが山田村に戻った今田浪江は、光円寺（註⑦）に人数を集め、吉野克凱らと周慶寺（註⑧）の寺寮に放火し、花岡警察出張所に迫ってこれを屯所としたのである。吉野克凱口供書では四十余名（「山口県史料」では六十余名）集まっている。この時「断義軍」という標札を掲

げたが、これは前原の激文中の「東肥人断諸於義」から採ったものである。ただ蜂起準備に欠け、わずかな金円を借用し、さらに生野屋村の戸長に迫って郷倉の保管米を奪っている。

この報を得た徳山村の飯田端、坂田明敬、小野禎太郎らは、今田浪江らの行動を軽拳としてこれを非難し、蜂起を中止してそれぞれ帰宅した。密使小倉信一は飯田端から事情を聞き、空しく徳地経由で萩に立ち戻ったのである。徳山村グループでも庄原簡のように、当初の約の違反に憤慨して別行動をとったものもある。

ここで早くも徳山勢の内部で分裂が生じているのである。前原からの要請は山口襲撃の応援であった。その点では軽拳をつつしみ、一斉に山口に向かって行動を起こすという当初の合意は当然であった。しかし今田浪江らは、氣勢を上げるためか寺寮に放火し、花岡警察出張所を占拠し、郷倉を奪ったのである。前原一誠・佐世一清・小倉信一と密着していたと信じていた徳山村グループは、今田らの軽拳に憤激し、行動を中止したのである。

一方、前原一誠からは山口襲撃の具体的指示が来なかった。前原らはすでに山口襲撃を中止して、二十九日海路東上を目指して須佐に入っている。ただしそれも風浪のため失敗し、諫早基清らの反対派が萩を占拠したという情報で三十日には萩に戻った。この間に山口襲撃の中止を徳山勢に知らせた形跡はない。

花岡組は、飯田端らに連絡を取ったが、軽拳を非難された。また花岡組の蜂起の様子を見に来た庄原簡、塩川静馬らも、徳山村での募兵不可能を通告してきた。

そこで花岡組は情報もなのまま櫛ヶ浜から二艘の船に分乗して出港した。しかし「人数散乱」(今田浪江口供書)「追々人数脱走」(吉野克凱口供書)があり、乗船者は「二十五名余」(今田浪江口供書。「山口県史料」では三十余名)であった。かれらは三十日富海港末田(現防府市)に上陸し、情報収集をしたところ、前原の山口襲撃は失敗したと聞き、海路引返した。そして遠石(現周南市)に上陸し、今田の主張によって解散し、それぞれ自首するかあるいは捕縛された。

徳山村の残留グループも、三十日以降捕縛されている。こうして徳山勢の参加は、花岡の蜂起事件のみで短時日の間に瓦解したのである。

五、処刑

花岡組の首謀者である山田村居住の士族今田浪江は、懲役終身となった。萩の乱の斬罪者は七名で、懲役終身(今田浪江一名)はそれに次ぐ重刑者である。

また平民の山田村吉野克凱は懲役十年に処せられたが、これは平民処刑者七二名のうちもつとも重い刑であった。周慶寺寺寮への放火の実行行為が主たる理由であろう。なお徳山勢二二名のうち刑を受けたのは一三名で、八名は自首等の情状を考慮され放免されている。今日でいえば起訴猶予ないし不起訴ということであろう。なお今田は病を得てもなく死去した(註⑨)。

おわりに

本稿は口供書を主史料とする萩の乱研究の一部であ

る。本稿作成に関し、次の機関に感謝の意を表したい。

国立公文書館、日本大学国際関係学部図書館

註① 萩の乱関係文献については、拙稿「萩の乱に関する史料的研究」（慶應義塾福澤研究センター）『近代日本研究』十八号（二〇〇一年度）二〇〇二年三月 一三五〜一七一ページ）参照

② 「山口県史料」八政治之部刑罰第六前原一誠等国事犯、同十四政治之部騷擾第一（「府県史料」の一部。国立公文書館内閣文庫所蔵。山口県文書館編・刊『府県史料 山口県』二・四・五、一九八八年・一九八九年・一九九〇年）、なお「萩地変動始末」（山口県立山口図書館所蔵）は、この史料である。『山口県史』近代史料編1（二〇〇〇年）は、

「太政類典」の「熊本秋月萩暴動始末」（概略第1号・第2号および海軍報告書）が掲載されている。

③ 今田家とは花岡占拠の中心であった今田浪江の遺族であろう。『下松市史』通史編（一九八九年）

は、この史料を活用していない。念のため下松市史編纂史料を保管する下松市立図書館に問い合わせたところ、この史料の所在も今田家も不明という返答を得た。

④ 前掲『府県史料 山口県』四（一九八九年）四八六ページ以下

⑤ 前原一誠日記は、安藤紀一筆写の「前原一誠日記断片」（萩市郷土博物館安藤文庫）、妻木忠太編『前原一誠伝』（積文館 一九三四年）引用のもの、安藤紀一「前原一誠年譜」（一九二九年）の三種類がある。『山口県史』近代史料編1は、安藤紀一筆写分を基本に、三者を合成した。また『前原一誠年譜』（二〇〇三年 マツノ書店）も校注でも、三者を合成した。いずれもわたくしの責任で行った。

⑥ 小倉の徳山到着は、二十七日深夜であり、その日は飯田端宅に宿泊している。今川浪江は小倉の到着を二十八日午前二時としている。しかし十月二十八日午後十時と記している口供書があるが

(坂田明敏、小野楨太郎、飯田端)、これは誤りである。塩川静馬は二十八日朝、飯田端が来て小倉の到着を告げたと述べている。

⑦ 下松市山田に現存する浄土真宗本願寺派の寺院

⑧ 下松市西豊井に現存する浄土宗寺院

⑨ 田村哲夫編『防長維新関係者一覽』(山口地方史

学会 一九六九年)

史料情報

徳山第三海軍燃料廠の書籍と雑誌

徳山第三海軍燃料廠の蔵書(書籍と雑誌約五〇〇〇点)が山口大学附属図書館工学部分館(宇部市)に所蔵されていたが、二〇〇三年廃棄処分が決定され、二〇〇四年三月までに廃棄が実施されることになっていた。

たまたまわたくしは二〇〇四年二月二十日(金)同館を訪れ、目録を閲覧したが、職員から廃棄処分の話を聞き、驚愕した。すでにダンボール約一〇〇箱に梱包され、廃棄業者に渡される寸前であった。わたしはただちに周

南市(旧徳山市)美術博物館に連絡を取り、受入れ方の検討を要請した。幸いにも同館ではただちに受け入れを検討され、三月末までに引き取られた。

目録は六冊ある。

和書目録 七四丁(二丁 \parallel 三〇冊、約二二二〇冊)

図書目録(和書・洋書・雑誌) 二二丁(二丁 \parallel 三〇冊、約六六〇冊)

洋書(単行本) 一〇五ページ(一ページ \parallel 一〇冊、約一〇五〇冊分)

洋書(雑誌) 一五〇ページ(一ページ \parallel 一〇冊、約一五〇〇冊分)

不用和書(単行本) 七枚(一枚 \parallel 一三冊、教科書類、

八七種)

不用洋書(二冊)

目に付いた図書を摘記しておく。

三吉朋十『大南洋地名辞典』(一九四二年)

太平洋協会『太平洋地政学』(一九四二年)

鈴木信一『大東亜資源化学』(一九四四年)

松井春生『日本資源政策』（一九三八年）

藤野靖『大東亜經濟地理』（一九四二年）

土方成美『日本經濟政策』（一九三七年）

谷口吉彦『日本貿易政策』（一九三七年）

永井龍一・谷本龜次郎『大東亜産業立地概説』（一九三七年）

三七年）

磯野勝永『本邦輕金屬工業の現勢』（一九四三年）

フォスター・ペイン『東亜の鋳産と鋳業』（一九四〇年）

白井光太郎『日本博物学年表』（一九四三年）

矢野悦太・白崎享一『日本國勢図會昭和十六年版』（一九四〇年）

（一九四〇年）

矢野悦太・白崎享一『日本國勢図會昭和十八年版』（一九四二年）

（一九四二年）

上田貞次郎『日本人口政策』（一九三七年）

宇井丑之助『南方石油經濟』（一九四二年）

小櫻軍二『軍隊的工場管理』（一九四二年）

發明報國協會『敵国人出願の發明考案集録』（一九四三年）

岡本正一『南方資源統計要覽』（一九四二年）

中野豊『戰時日本の石油業』（一九四二年）

佐藤強『大東亜の特殊資源』（一九四〇年）

資源部編纂『南方資源研究資料』（一九四三年）

白崎享一『大東亜資源統計』（一九四二年）

徳山第三海軍燃料廠については、徳山大学の故脇英夫

氏らによる『徳山海軍燃料廠史』（徳山大学総合經濟研究

所 一九八九年）がある。これにつづいて、最近では石

井正紀『石油技術者たちの太平洋戦争』（光人社 一九九

一年、文庫版一九九八年）、同『陸軍燃料廠』（光人社文

庫 二〇〇三年）、三輪宗弘『太平洋戦争と石油』（日本

經濟評論社 二〇〇四年）など、戦前のエネルギー政策

についての好著が出版されている。

右書籍は、海軍燃料廠研究に好個の資料であることは

疑いない。工学部としては不要でも、将来の周南市史編

纂には必要不可欠な資料だと思う。広く利用され、研究

されることを期待したい。

（田村貞雄記）